

議案第11号

二宮町子ども・子育て会議条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月27日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

機構改革により課名が変更されることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

二宮町子ども・子育て会議条例（平成25年二宮町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条中「子ども育成課」を「子育て・健康課」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

二宮町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第8条 会議の庶務は、健康福祉部<u>子育て・健康課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 会議の庶務は、健康福祉部<u>子ども育成課</u>において処理する。</p>